



平成27年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社アサンテ
代表者名 代表取締役社長 宗政 誠
(コード番号：6073 東証第一部)
問合せ先 常務取締役経営企画室長 飯柴 正美
(電話番号：03-3226-5511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 42 期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の現状に即し事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条（目的）に所要の変更を行うものであります。
- (2) 補欠監査役の選任を毎年行う煩雑さを避けるため、補欠監査役の選任決議の効力を 2 年とするための規定を新設するものであります。
- (3) 会社法改正に伴い、業務執行取締役等を除いた取締役および監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため所要の変更を行うものであります。
なお、第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 8. (条文省略) 9. 建築工事業 10. ～ 18. (条文省略)	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 8. (現行どおり) 9. 建築工事業、 <u>建築物の設計および工事監理</u> 10. ～ 18. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第35条 ~ 第40条</u> (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p><u>第42条 ~ 第49条</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる</p> <p>2. 当社は、取締役 <u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u></p> <p><u>第35条</u> <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>第36条 ~ 第41条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p><u>第43条 ~ 第50条</u> (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月23日（火曜日）

定款変更の効力発生日

平成27年6月23日（火曜日）

以上